

【保管事業者様へのお願い】

北九州事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類  
及びPCB油類の処理委託契約等の手続きスケジュールについて

令和5年8月4日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部  
北九州PCB処理事業所

北九州事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類について、令和4年度において、弊社の大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所での処理を行いましたが、令和5年度は、大阪PCB処理事業所のみで処理を行うこととなり、令和6年3月末でその処理を終了いたします。また、合積みを促進するため、大阪PCB処理事業所への集中搬入期間を令和5年11月～12月までの期間で設定いたします。

保管事業者様におかれましては、以下の手続きスケジュールについてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(北九州事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油の存在が新たに発覚した保管事業者様におかれましては、下記問い合わせ先または所管自治体まで、至急ご連絡ください。)

<保管事業者様へのお願い>

遅くとも令和5年10月中に弊社との間で処理委託契約に関する手続きを完了していただく必要があります。11月以降は、北九州事業区域の新たな1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の処理委託契約に関する受付を行うことができなくなります。つきましては、以下のご配慮をいただきますようお願いいたします。

- ・北九州事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の登録については、令和5年9月15日(金)までに、機器等登録を完了させるようにしてください。
- ・中小企業者等軽減制度の申請についても、機器等登録を完了するとともに令和5年9月15日(金)までに、中小企業者等軽減制度の申請に必要な書類が全てそろった状態で弊社に到着するようにしてください。
- ・処理委託契約については、令和5年10月31日(火)までに、処理委託契約を締結したものが大阪PCB処理事業所での処理の対象となりますので、遅くとも同日までに処理委託契約に必要な書類が全てそろった状態(※)で弊社に到着するようにしてください。その上で、集中搬入期間である令和5年11月～12月までの間に大阪PCB処理事業所への搬入となるよう収集運搬事業者との調整等を行ってください。

(※) 令和5年10月31日(火)時点で、弊社に書類が到着していても、不備がある場合や修正が必要な状態である場合には、以後の処理委託契約締結の手続きを進めることができませんのでご注意ください。

ご不明な点がありましたら、お早めに以下までご連絡ください。

○処理委託契約に関するお問合せ先

▼北九州事業区域に廃棄物を保管されている方

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

北九州 PCB 処理事業所 営業課 (小倉オフィス)  
〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番-1 AIMビル8階  
TEL 093-522-8588 / FAX 093-522-8590

○登録に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 登録担当  
〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階  
TEL 03-5765-1933 / FAX 03-5765-1923